



## イラク・シリア：「イスラーム国」の生態（喜捨の実態）

「イスラーム国」は、占拠している地域でザカート（貧者の救済を目的にムスリムに課税される財産税の一種。ムスリムの義務のひとつである施し。一般に「喜捨」と訳される。）を取り立てたり、貧困者に食糧などを配布したりする模様を盛んに宣伝している。2015年2月16日付『ハヤート』紙は、アレッポ県の住民の声などを基にこうした喜捨の取り立てや「イスラーム国」による貧困者援助の実態を要旨以下の通り報じている。

- 「イスラーム国」カリフの義務としてザカートを取り立てると表明しているが、地元民の一部から「イスラーム国」は国家ではない上、「国民」を保護する能力もないので、ザカートを取り立てる権限を持っていないとの異議が出ている。ザカート取り立てに反対する者からも無理やり取り立てている。
- ザカートの取り立てが行われている地域の住民は、「イスラーム国」による取り立てが行われる前に既に「イスラーム国」以外の団体にザカートを取り立てられている場合が多いが、「イスラーム国」は取り立てに応じない者が同派に反抗するのではないかと疑っている。
- ザカートは本来貧者の救済に用いられるものだが、それを集める「イスラーム国」の者たち自身がザカートの分配を受けている場合がある。当初「イスラーム国」はザカートで集めた財をイスラーム法に従って分配すると称していたが、実際には財を持ち去り、分配していない。また、ザカートの配分が「イスラーム国」との親密さに応じて決められている。
- 専門職や実業家からのザカート取り立ては、具体的な制度に基づいておらず、徴収者の専横や取り立てを逃れようとする者の能力によって左右されている。「イスラーム国」は取り立て逃れに対しお金を没収する罰則を科すようになった。
- 「イスラーム国」がザカートを取り立てる際、課税対象となる物品や産物の価格や品質を不当に高く見積もる場合がある。
- 「イスラーム国」は援助機関などから援助物資を没収し、それらの物資を「イスラーム国」によるザカート配分と称して配布している。その際、元の団体が物資に貼り付けたシールなどをそのままにして「イスラーム国」のシールを貼り付けることがあり、住民の不興を買っている。
- 最大の問題は「イスラーム国」の幹部の一部がザカートの資金を横領していることである。マヤーディーン市（デイル・ザウル県）のザカート局長だったアブー・ウバイダ・ミスリーは、10億シリア・ポンドもの資金を持ち逃げしたと噂されている。同様の事件は他の地域でも発生している模様である。地域の住民たちは、ザカートの取り立ての目的は「イスラーム国」の権威の押し付けや「イスラーム国」自身の経済力強化のためであり、貧者の救済ではないと考えている。

## 評価

ザカートの取り立てと貧困者への援助は、「イスラーム国」が正しい「イスラーム的統治」を行っていることを宣伝するための重要な要素のはずである。従って、これを明確な基準や透明性の下で行うことが、彼らにとっても必須である。それにも拘らず、実際には略奪と大差のない収奪を行い、それを専ら自分のためだけに用いたり、幹部が財物を横領して逃亡する事件が発生したりしていることは、「イスラーム国」にとって重大な失態であろう。

こうした状況から、「イスラーム国」の規律の喪失や組織の動揺が伺われるかもしれない。しかし、より本質的な問題は、「イスラーム国」を含むシリアで反体制武装闘争を行っている諸派やその構成員の質の低さである。シリアで活動する武装勢力諸派の構成員については、シリア紛争の初期から、思想や組織への忠誠心が薄弱で、眼前の戦局や資源獲得の可能性に応じて安易に所属を変える、複数の団体に重複して所属する、などの行動が指摘されていた。「イスラーム国」についても、同派が2014年夏にイラクで大量の装備や資金を奪取したことを受け、ダイル・ザウル県でそれまで「イスラーム国」と敵対していた諸派が一斉に「悔悟」し、「イスラーム国」に忠誠を誓った事例が観察されている。また、シリアの武装勢力諸派には、3~4年というごく短期間の間に2万人もの外国人戦闘員が合流していることから、このような人々が規律や思想の面で十分な訓練や教化を経ずにシリア・イラク方面に移動している可能性も高い。「イスラーム国」によるザカート取り立ての実態は、同派だけの問題にとどまらず、シリアやイラクで活動する武装勢力諸派の戦闘員全体の質の低さを象徴する問題ともいえるだろう。

(イスラーム過激派モニター班)

---

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

◎各種情報、お問い合わせは中東調査会 HP をご覧ください。URL : <http://www.meij.or.jp/>